

第 12 回恵那市景観審議会 会議録

日時：令和 4 年 2 月 28 日（木） 10：00～

場所：恵那市共同福祉会館 1 階集会室

1. 開会
 2. 委員の委嘱
 3. あいさつ
 4. 会議の成立
 5. 委員自己紹介
 6. 会長・副会長の選出
 7. 報告事項
 - (1) 恵那市景観計画の概要
 - (2) 恵那市景観計画の現状と課題
 8. その他
 9. 閉会
-

公開又は非公開の別 公開

出席者

出村嘉史委員、棚瀬秀樹委員、小出寿勝委員、渡邊敏夫委員、小川智明委員、足立健二委員、
前川登委員

欠席者

宮崎光雄委員 三宅孝欣委員

傍聴者 0 名

1. 開会

■事務局（進行・小木曾課長） 皆様こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、これより、第12回恵那市景観審議会を開催いたします。私は本日、司会進行を勤めます、都市住宅課長の小木曾と申します。よろしくお願いたします。それでは、着座にて進めさせていただきます。

会議を始めます前に、本日の資料の確認をさせていただきます。お配りしました資料は、【レジュメ】、【名簿】、【報告資料①】、【報告資料②】、【景観計画（本編）】、【景観計画（概要版）】、【景観条例・施行規則】の7点でございます。お手元でございますでしょうか。

なお、宮崎光雄委員、三宅孝欣委員につきましては、事前に欠席の報告をいただいております。

また、当会議は新型コロナウイルス感染症対策を施した上、会議を開催しておりますこと、ご承知願います。

2. 委員の委嘱

■事務局（進行） 続きまして「委員の委嘱」を行います。前回の委員は任期が切れていますので、今回は新たに委員名簿記載の皆様にご委員を任命いたします。本来ならば任命書を直接お渡しすべきところでございますが、新型コロナウイルス感染症対策としまして、既に机上にお配りさせていただいております。これをもって任命書の交付とさせていただきますので、ご了承をお願いします。

なお、任期でございますが、本日から、来年度の末、令和5年3月31日までとなります。

3. 副市長あいさつ

■事務局（進行） 続きまして、副市長 からごあいさつ申し上げます。大塩副市長お願いします。

■副市長 皆さん、おはようございます。第12回景観審議会に寒い中、ご出席いただきありがとうございます。そして、出村先生につきましては、岐阜からはるばるおこしいいただきありがとうございます。出村先生につきましては、瑞浪、恵那、中津川に関して、色々関わってくることになると思いますので、本日もよろしくお願いします。この景観計画でございますけれども、平成24年に策定いたしました、10年という月日が経ちました。その間、景観に関して、変化がございまして、特に大きなものとしては、太陽光発電設備でございます。SDGsあるいはカーボンニュートラルに関しまして、太陽光設備が有益なエネルギー政策ということはわかりますけれども、一方で、景観あるいは環境といった問題につきましては、問題点を含んでいるということでございます。ぜひその辺につきましては、今日の出席委員の皆様からご意見をいただければと思います。

少し話が変わりますけれども、新型コロナウイルス感染症でございます。今日までで恵那市は728人ということで、東濃地域では少ない方ではございますけれども、岐阜県版の新型コロナウイルスの最新版によりますと、間もなくピークに入るということで、昨日は24人とのことです。これは感染したのちに、家庭に入って大家族に入ったり、介護施設に入ったりだとかで、非常に大人数になっています。特に介護施設につきましては、マスクをちゃんとされて、ちゃんと消毒もされていましたが、感染が拡大したという状況でございます。

次にワクチンの接種状況でございます。65歳以上の方は昨日時点で、7割以上の方が摂取されています。非常にたくさんの方が摂取されています。一方で、65歳以下の方が、準備はしておりますけれども、3月以降、少し私たちが想定していたよりも摂取する方が少ないという状況でございます。ぜひ

より多くの方に摂取していただきたいと思います。小児の方も3月8日から摂取がスタートします。こちらについてももしっかり準備して進めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

本日はどうか景観審議会については、貴重なご意見をいただいて、改正に努めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、副市長のあいさつとさせていただきます。

■事務局（進行） ありがとうございます。副市長は、この後、他の公務がございまして、ここで退席をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

4. 会議の成立

■事務局（進行） 続きまして、本日の会議の成立について報告いたします。「恵那市景観条例施行規則」第31条第3項の規定により、過半数である、7名の委員が出席されておりますので、本審議会が成立したことをご報告申し上げます。

5. 委員自己紹介

■事務局（進行） 続きまして、「委員自己紹介」を行います。本日が、委員委嘱後、初めての会議となりますので、委員の方々に自己紹介をお願いしたいと思います。出村委員から名簿の順にお願いします。

■出村委員 おはようございます。岐阜大学から参りました、出村です。岐阜に来てから13年目を迎えようとしています。1年目に早稲田の佐々木葉先生らと一緒に恵那市景観計画の初期段階に携わらせていただきました。そこからずっと疎遠でしたけれども、その間、中津川の方で伝統的な石積み技術などを若手に伝える石積み学校なんかを開いたり、今は瑞浪の方で道の駅の準備をしていたり、それなりに愛着を持って通わせていただいております。専門は土木になりますが、土木にて景観をやっていましたが、今年から社会システム経営学環という新しい分野を設立しまして、学生を毎年30人ずつ集めて、4年間育てるということをやっています。すごく実践的な教育に踏み出そうとしていて、おもしろい展開になるのかなあと。また、地域の方もご提案させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

■棚瀬委員 おはようございます。岐阜県の恵那土木事務所所長をしております、棚瀬と申します。恵那には35年ぶりくらいに昨年参りまして、2年目になります。昨年、7月8月に豪雨によってですね、この管内各地で災害が発生しております。現在、弊意、復旧に向けて、ご協力させていただいておりますが、今しばらく復旧までには時間を要することからですね、復旧工事にあたりまして、地域の皆様には多大なご迷惑をおかけすると思いますが、ぜひともご理解とご協力をお願いしたいと思います。今後ですね、道路の損傷や他者など、県の管理している施設について何か異常がございましたら、情報をいただいて、適切に管理してまいりますので、よろしくお願いいたします。

■小出委員 おはようございます。岐阜県建築士会東濃支部、支部長をしております、小出寿勝です。どうぞよろしくお願いいたします。

■渡邊委員 おはようございます。名簿でいうと4番目の岐阜県広告美術協同組合の代表をしております、渡邊と言います。会社としては、有限会社アド・ループを運営しております。どうぞひとつよろしくお願いいたします。

■小川委員 名簿6番目の恵那市観光協会井の小川と申します。よろしくお願ひします。

■足立委員 名簿8番目のえなの森林づくり推進委員会、会長の足立健二と申します。本来の職業は恵那市森林組合の方で、最近、盛んに騒がれておりますカーボンニュートラル等の関係で、最近見直されて、そういった仕事も増えてきています。どうぞよろしくお願ひいたします。

■前川委員 市民の代表と言うことで、恵那市地域自治区会長会議、会長の前川と言ひます。よろしくお願ひします。

■事務局 (省略)

6. 会長・副会長の選出

■事務局(進行) ありがとうございます。続きまして、「会長・副会長の選出」ですが、「恵那市景観条例」第35条第5項の規定により、会長副会長は委員の互選により定めることとなっております。まず先に会長についていかがいたしまししょうか。

■前川委員 事務局からの案はありますか。

■事務局(進行) 事務局案もございます。では、事務局案としまして、会長に岐阜大学の出村委員を推薦しようと思ひますが、いかがいたしまししょうか。

(「異議なし」の声あり)

■事務局(進行) では、出村先生、会長席に移動をお願いします。

■事務局 ここで、出村会長からごあいさつを頂きたいと存じます。出村会長よろしくお願ひします。

■会長 選任されました出村です。先ほど挨拶をしたばかりですが、よろしくお願ひします。

ちょうど先ほど申しましたとおり、景観計画が作られた、初めの意気込みについて、すごく経験してきて、体験してきたので、よく存じておりますけれども、この景観計画は、かなり大局から入ってきていると思ひます。ただ全国にあるルールを当てはめたというよりは、地域自治区の個性というのを大事にしながら、それがエリアとしてどういう生活圏として成り立つのか、というのをずいぶん考えた覚えがあります。それで考えたというのが、学術で考えただけでなく、ワークショップなどでかなり地元と交流したうえで作ったという、結構それなりに注目を浴びたものだと思ひております。そこから10年たってどうなったかっていうのを今日確かめられると思ひますし、ここから先どうやって運用していくのかっていうのを少し議論しながらいろいろ細かいところにも入っていったらなと思ひます。よろしくお願ひします。

■事務局(進行) ありがとうございます。続きまして、副会長の選出についても、委員の互選により定めることとなっております。副会長についていかがいたしまししょうか。

■足立委員 はい。隣にいらっしゃいます、市民の代表ということで、地域自治区代表の前川委員を推薦します。

■事務局(進行) ありがとうございます。ただいま、足立委員より前川委員とのご意見をいただきましたがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

■事務局(進行) ありがとうございます。それでは、前川委員は副会長席に移動をお願いします。ここで前川副会長からごあいさつを頂きたいと存じます。前川副会長よろしくお願ひします。

■副会長 今、会長から話がありましたとおり、景観とカーボンニュートラル、それから地域の生活

というところですね、色々相反するところがあります。それをどのように持っていくのが恵那市として一番いいのかというところだと思います。私は地域の代表でございますので、そういうことを地域に報告して、住民の理解を得ながら、一番いい方に行きたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

■事務局（進行） ありがとうございます。以後の進行につきましては、恵那市景観条例施行規則第 31 条第 1 項により会長に議長を務めていただくことになっておりますので、出村会長、進行をお願いいたします。

7. 報告事項

■会長 それでは、次第に従って進めたいと思います。よろしくをお願いします。まず、会議の開催に先立ちまして、この審議会は、恵那市景観条例施行規則第 32 条により公開とさせていただきます。よって、会場には、傍聴席を用意しております。また、議事の要旨を恵那市のウェブサイトで公開いたしますので、ご了承を、お願い致します。それでは 7. 報告事項に移ります。

「（1）景観計画の概要」について事務局の説明を求めます。

■事務局（遠山） それでは、事務局の方から説明させていただきます。資料につきましては、お手元の資料①の方で、前の方のスライドにもございますが、こちらを使って説明させていただきます。着座にて失礼いたします。景観審議会の説明ということで、こちらにあります通り、平成 24 年に設置されました。役割については、資料に書いてあるとおりですが、景観に関する事項について審議を行い、必要に応じて市長に意見を求めるといったこととなります。その計画ですが、平成 24 に策定されたのちに、審議会が設置されました。設置後 11 回審議会を開催いたしました。平成 30 年を最後に審議が止まっております。今回久しぶりの開催ということで、景観についてご存じの方もいれば、そうでない方もおりますので、今回は振り返りというような形で進めさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

それで、先ほど会長の方からもお話がありましたが、景観が恵那市の方で言われた頃は、恵那市で市町村合併がございまして、その時地方自治法に基づく地域自治区ですね、合併前の市町村のそれぞれの大切にしたいところを、地域それぞれが、自治のような形でまちづくりを進めていくという中で、景観も一緒に考えてまちづくりを進めていくというような状況でございました。その後、平成 28 年に恵那市の地域自治区条例が改正されたり、その後にもまた自治区を取り巻く状況が変わって来たり、策定当時と市自体の状況も変わりました。前川副会長からもありましたように色々な諸問題も出てきております。なので、この 10 年間で景観を取り巻く状況が変わってきていることを踏まえたうえで、今までの恵那市の景観計画を見ていただきながら、委員の皆さんが感じているいろんな意見をいただきたいと思います。そして、次回の審議会にて、ここで出た意見を基にどのように景観計画を変えていくかをご審議いただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。では、ここからの説明は担当の方からさせていただきます。

■事務局（松田）

〔 資料①に基づき説明 〕

■会長 ありがとうございます。ただいま「（1）景観計画の概要」について、事務局より説明がありました。何かご意見等ございますか。概要の概要という感じで骨組みの説明をしていただいたとい

う感じですね。景観計画はもともと、ひどい状況にならないようにしようという信念のもと作られたものだとは私と考えています。作った本人がそう言っていましたので。つまり、規制というものが第一にあって、もう一つは誘導というものが景観計画の中には入っているはずですが。この点が恵那市の景観計画の中ではそんなに強くない。これには、そもそも悪くないからという理由があります。景観計画を作るときにその地域の資源を確認しました。そこで確認した資源というのは、地形や地理的条件、あるいはそこに根付いている文化といった形で基本方針の1から5の中に掲げられているのだと思います。それで、この部分については、おそらく総合計画がどのように変わっても、世の中が大きく変わっても、そんなに揺らぐものではないと考えています。そのあたり、他の委員さんはいかがでしょう。

■ 棚瀬委員 先ほど来、出村先生から策定当時の経緯をお話いただきまして、地域に寄り添ってワークショップを開催して、地域の意見を参考にして、基本方針の5つの柱が策定されているのだと思いました。私も基本方針の5つの柱については、時代が変わっても変わるものではないと思います。今後は積極的にこの方針を元に、個別の要素については、昨今の時代の変化に応じて課題に対する、対応策を検討していくというのが最も効率的で、将来の目指すべき姿に近いのではないかなと思っています。

■ 会長 ありがとうございます。今説明いただいた部分については、不易流行、変わらないという確認でいいのかなと思いますが、自分の住んでいる地域は違う方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。基本方針については特に揺るぎなくということで。では次の項目に移りたいと思います。「景観計画の現状と課題」について、よろしくをお願いします。

■ 事務局（松田）

〔 資料②に基づき説明 〕

■ 会長 ありがとうございます。現状と課題に対する報告があって、一般的な事柄の後に、計画策定から10年を振り返っての事務局側からとしての課題が列記されているという構成になっています。どこからでも結構ですのでご意見いただければと思います。

■ 副会長 太陽光の難しいところは、国がカーボンニュートラルを推進しているということと、もう一つは、太陽光の設置事業者、または、その設置事業者が土地を売る方が、利益をどのように確保するかということだと思います。その中で、配置について、行政から文書で制約するというのは非常に難しいというところがあります。そのような状況の中で、まずは、条例によって、出来上がりの絵を示すといったような形で規制をする必要があると思います。今現在は、土木工事を主体にした絵しかないので。これは、主に洪水の可能性を審査していますが、そうではなく、美的な観点での審査を追加する必要があると思います。太陽光のパネルは基本的に南向きに設置されていて、地域住民から見える位置にありますので、そういった点を考慮しなければいけないと思います。

また、森林整備の面からも改正が必要だと思います。今、別の委員会でも、恵那市のカーボンニュートラルに向けて、森林の育成を積極的にやろうという動きがございます。それを考えると、林道を積極的に作るという動きになってきます。林道を作ると何が起こるかということ、土砂を下へ落としてしまったりとか、間伐材を持ち運ばずに周辺に放置したりとか、そういったことがあります。ですので、森林を再生する場合に起こる景観不良というものを鑑みて、計画を書き換えるということもぜひ考えていただきたいです。

それと、もう一つは、風力発電についてです。現在、建築物、工作物の高さ制限があるわけですが、太陽光は一つのシンボルになると思いますので、太陽光、風力についても高さについて触れておいた方がいいのではないかと思います。やはりここにも書いてある通り、太陽光については喫緊の課題だと思いますので、何らか縛る方法を書いて、なおかつ、土地を提供しないなど、利益の面でもおかしくならぬようにする必要があります。最後に、法律に抵触しないような書き方をしないと裁判したときに負けるので、注意していただきたいと思います。以上です。

■会長 ありがとうございます。非常に具体的なお指摘だと思います。太陽光については触れていますが、確かに風力発電についても可能性がないとは言いきれないので、可能であればそういった項目が入ってもいいかもしれません。いずれにしても、太陽光も風力も、耐用年数はそんなに長くありません。およそ 20 年です。その点から、私は配置の仕方も重要ですが、持続性の方が重要ではないのかと思います。それで、前川副会長がおっしゃっていた森林整備の点について、実は私は、太陽光より重要なんじゃないかと思ったりします。見る人が見ると不健全な山というのは本当に、法面にコンクリートが張ってあるのと同じように見える、つまり、放置されている状態が非常に生活をうまく成り立たせていないように見えます。それは太陽光で荒れているのと、ただ放置されて間伐もされていない土砂が崩れていくような山と一体何が変わろうかっていう見方をする人もいます。その辺り、足立委員に森林の専門家としてご意見いただければと思いますが、いかがですか。

■足立委員 昨今、国の方の森林環境譲与税の方も平成元年の方から徐々に市の方に譲与されるようになってきました。そういった現給収源になるような森林の整備、そういったものも年々予算等が増えてきて、私たちの方としても取り組んでいる状況です。それで、前川副会長も言われた林道についてですが、景観について触れる部分もあるわけですが、私たちの方としましては極力災害等にもならないような林道整備、森林整備を進めています。

それで、もう一つ問題となってくるのが、先生も言われたように、伐採後にそのままの状態に放置されているものが最近多くなっているという現状です。その点については、国や県に働きかけ等をして、再造林、自然に生えてくるのを待つのではなく、植栽等もして、後世に樹木等が成長するようなそんなような制度を、補助制度も考慮してもらおうような働きかけをしています。景観等の観点もありますけれども、私たちとしましては、森林整備、特に間伐等を中心に活動をしているという現状になります。

■会長 ありがとうございます。これは、景観の問題でもあります。これは、生活やここでの地域での産業全般の問題でもあると捉えられます。これは景観の条例をうまく整えたところで解決する問題ではないと思います。今おっしゃったように、担い手を持続させるということによって整備、規制をしていくということをやらなければ、解決しないと思います。私が申し上げたかったのは、太陽光の設置の仕方も森林の整え方も、結局ちゃんとそこに人が張り付いていなければ、文書だけ整えたところでうまくいくはずがないということです。前川委員がおっしゃったことは、まさにそのとおりだと思います。それでも、最悪ここだけは整えるというのが景観条例の仕事だと思っています。つまり、最終的な判定は審議会や人が決めないとどうしようもないということです。本当だったら自動的に、これはセーフ、これはアウトって決まれば良いのですが、そのようにいかないところがある時に、センサーに引っかかるものをどのようにとらえるかというところが一番の問題、課題だと思います。つまり、センサーに引っかかってきたものが審議される。それ以外のものがとりあえず問題なしと。

それで、そこのセンサー大きく、かけてしまうとおそらく、市役所がパンクします。だから、その塩梅がこの課題を解決するに向けて今後審議されるところかなと私は思います。その他に意見のある方はいらっしゃいますか。

■副会長 計画の中に公共施設というものがあります。私が思うのは、ある意味公共施設というのは、シンボルになると思います。病院や小学校、庁舎は、どこからでも見えるくらい大きいことが特徴だと思います。これから高齢者が増えてくるなかで、公共施設を目立たなくすると、市民の生活には不便になると思います。だから、高さ制限については考えない方がいいのではないかと思います。

■会長 ありがとうございます。今のご指摘はちょうど景観形成の規制ではなく、誘導にかかわる部分だと思います。例えば、重要公共施設に値するものは、おっしゃったとおり、シンボルとして、既存の高さをなるべく認めると。今残っているものや新しく作っていくものが、良い文化を作るように、みんなで認める、皆で大事にする、という考え方です。アメとムチのアメの方ですね。それが私も先ほど申しましたように、恵那市の景観計画はあまり無いです。その辺のご指摘だと思います。本当はぜひ、コンクールなどで色々な人の意見を集めていながら、これは皆が認めるいいものだとか、こういうのを作ろうとか、誘導側に行くとも景観が大分華やかに語れるのかなと思います。当然それが周りどう調和するかなどは考えていく必要はあると思います。この点が今後 20 年を考えていくうえで、大変重要な点だと思います。ありがとうございます。

■渡邊委員 屋外広告物の話です。資料②の 9 ページの彩度 8 以下の推奨基準とありますが、この「推奨する」という言葉が非常に微妙だと思います。この制度の作成当時、私は彩度 12 を提案しましたが、最終的に市としては彩度 8 としました。彩度 8 というと大体、通常の赤色でいうところの茶色くらいになります。絶対、守られません。12 くらいの方が良いと言った覚えがあります。

■会長 その辺の経緯をお答えできたりしますか。思うに、色相によって彩度の取り方も違うし、一律 8 というのをまるまる書いている自治体もあれば、そうでない自治体もあります。

■事務局（足立） 理由のひとつは、コーポレートカラーです。企業が象徴とする色になりますが、これを厳格に決めてしまうと、その象徴的な色が使えないというところがございます。そういったコーポレートカラーにつきましても、申請が来た時に少し相談させていただいて、出来るだけ彩度 8 に近づくようお願いしています。そういった点もございまして、推奨基準 8 ということで抽象的にさせていただいているという回答になります。

■会長 景観計画本文の中に該当するところがありますか。

■事務局（足立） 60 ページの配慮事項の色彩等、一番下の区分になります。

■会長 そのまま書いてありますね。目安。なるほど。

■事務局（足立） それで、実際の色合いを見ていただくと、56, 57 ページになります。

■会長 これは、建築物の色合いですか。

■事務局（足立） こちらは建築物の色合いになります。色合いという意味で、参考になればと思います。

■会長 これに対して、広告物の方が確かに彩度 8 以下を目安とするのみ書かれているわけですね。なんていうか、甘いというか、解像度が低いというか。この辺少し改めてみてもいいのではないかとご指摘ですね。

■渡邊委員 おっしゃるとおり。当時はこれで施工されたわけですが、今は、企業さんの方がもっと

厳しくされています。地域の規制が厳しいからこれでいこうとか。例えば、最近でいうと、19号のかつ屋さんですね。多分赤を使いたかっただろうということがうかがえます。やはりそのように、地域密着型で美観を損なわないよう、色を選ばれていると思います。

■会長 ありがとうございます。建築物においても、屋外広告物についても色彩の使い方は面積に応じて、色々変わると思います。アクセントとして使う色なのか、ベースとして使う色なのかでずいぶん違います。結局、企業がコーポレートカラーを選ぶ場合に、この自治体はちゃんと見ているから、ちょっと迂闊なことはできないなって思わせるような規制を目指すのであれば、この彩度8以下っていうのは、ある意味ザルだなと思います。誤解しないでください。そう思われてしまうので、少し専門的に攻めた方がいいのではないかとということです。他の観点でございましたらお願いします。地域別景観計画についてはいかがですか。

先ほど、10年前に景観計画の策定をやっていたと言いましたけれども、まさしく報告のあった4か所の岩村、明智、山岡、それから岩村の中の富田地区に入りました。当時はショットガンと呼んでいました。当時はそれなりの地域資源が発掘されました。それで、景観というのは、ただの見た目じゃなくて、エリアを呼ぶという概念もあるのですが、そういう基本方針の中に掲げられている「一体感」など、いろいろと議論されて、大変充実した議論できていたと思っていました。けれどもそれは結局、大変残念ですが、地域別景観計画には落とされませんでした。先ほどの副会長が言われたシンボルを見出していくというのも地域別の方がなじむと思います。その地域にとってのシンボルというか、みんながこれを見ると安心するとか。そういうのが今後主体となってアプローチしていくこともマンパワーがあれば可能かなと思います。

それで思うのは、今後のスケジュールを最後にお話いただきましたけれど、令和4年に地域別みたいなことをやったときは4回じゃ済まないと思っています。なので、この辺が恵那という自治体において、どの辺まで住民含め本気で取り組んでいくかということが大変重要になるのかなと思います。最低悪くなければ良いという程度であれば、やりようはあります。そうではなく、これからの時代、日本全国の住民の配置が変わっていく中で、これからのいい場所を勝ち取っていくためにはこういう戦略が必要ですよというところまで踏み込むのであれば、それこそ総合計画などと一緒に、次に総合計画が改定することを見越しての計画の一步を踏みぬいたところをてらっていくっていうのも、アクションとしては可能だと思います。なので、この計画がどこまで踏み込むかということです。私はどのレベルでもお付き合いします。

■副会長 恵那市は、収入は観光が主にならざるを得ないと思います。工業は難しいので。そうしたときに今の明智や岩村の通り、そこの辺を観光的に規制する必要があるのかどうかということところが、これから議論のテーマになるのではないかと思います。つまり、馬籠宿でやっているように、歴史的な家屋の改修はこの辺までしか許さないよと。古いものは保存すると、むやみに新しいものは入れないと。その辺のことを考えていかないと、例えば岩村、今の代はいいかもしれないけど、次の代が入ってきたときに、こんな古い建物には住みたくないよと、変えちゃうということになると、その通りに一箇所そういうところできてしまうといっぺんにダメになってしまいます。そういうところも観光資源の保存の仕方という景観の見方も出てくると、先ほど先生もおっしゃったような各地域別の方針も出てくるのかなと思います。私は大井におりますけれども、行在所くらいしかありませんけれども、あそこの通りを壊して、恵那のところに古いものがまとまった町作ると。そうすれば人が来ると。そ

れくらいのことをやらないと人は来ないという話ですよ、という気持ちを持っております。

■会長 ありがとうございます。観光は簡単そうで難しいところがあります。また、時代が変わりつつあって、今まででしたら、観光の成否は人の数でした。ただ、コロナになって人の数を指標にすることが良いのかという疑いの意見も出てきています。だからお金を落としてもらう仕組みを作ることでも大事なのですが、大勢の人が来たという賑わいを本当に重視するのかという点からすると、結構うまくやっているところは今、多様性を議論しています。いろいろな体験ができるという意味です。いつ来ても、同じものではなく、そこに面白い人がいて、その人が今これに興味を持っていて、それを展開しているという。多様性がどのように出るかという点、多様は人によって出ています。一人一人持っている意見が全然違いますので、今ここはすごく多様な空間です。それが全面的に出たら、議論が紛糾して、大変多様で面白い議論になると思います。観光は結局そういう面白さが求められていると思います。ここ2、3年の間で与えられてそれを大量に消費するという世の中が少し変わりつつあると思います。

それで、そのようなことを考えると、ちゃんと向き合っているのは今、副会長がおっしゃったとおり、ちゃんと向き合って何が人の心に残るのかということをやるのがすごく重要な話だと思います。ただこれを一朝一夕に決めてしまうと、それが失敗したときに全部失敗するというのが怖いところなんです。ですので、規制や保存っていうのは少し危険もあるところをご承知いただきたいと思います。古いものを残していく、それこそ馬籠宿や高山もそうですけど伝統的建造物群保存地区で掛けた規制が厳しすぎて、人がいなくなっていくっていう現象が起こっています。やはり、そこに伴うライフスタイルというものが文化として醸成されていないと、それを見にくる人のリアリティも減ってしまいます。それを含めての保存が最近言われている文化的景観というものになります。なので、保存に合わせて伝統っていうものは作られていくと思いますので、新しいスタイルっていうのも色々改革していくといいのではないかと思います。やはり、その辺の議論をやったりすべきですよ。景観自体には当てはまらない内容とは思いますが。条例だけが景観の施策ではないので、そういう意味でアメの方と言いますか、みんなで作っていきこうというのは、色々経済産業的なものを含めながら、一緒に歩いていく、SDGs っぽい形にこれからなっていくのかなと思います。それ以外に何か意見がございましたら。よろしいですかね。事務局から何かありますか。例えば、今いくつか出た観点の中で、これこそはやっていきたいっていうのはありますか。

■事務局（遠山） いろいろ議論がある中で一つは、今日の前にある課題で時間をかけずに対応したいと、そういうわけで色々報告させていただいたわけですが、その中で一つ答えを出したいと。もう一つは、長い目で見て、次の恵那市の向くべき方向なんかを決めながら、計画を改定していくという2つの柱で進められていくと。どちらもやらなければいけないことですが、やはりまず目の前にある課題がございまして、そういった方向で次回、たたき台みたいなものをご提案させていただいて、それについて議論していただければと思います。

■会長 ありがとうございます。そろそろ議論が尽きてきたようですが、小川委員はいかがですか。

■小川委員 前任者がやっておりましたので、私は初めてなのですが。今太陽光が出ましたけれども、これから議論していくときに太陽光の規制の姿っていうのが全然見えないので、どういうことをやるのがいいのかっていうのと、やっぱりほんとに規制をかけるだけなのかっていう議論をやっていく必要があるのではないかと考えております。以上です。

■会長 ありがとうございます。大体これで議論が尽きたかなと思いますので、これで報告事項は終了いたします。

8. その他

■会長 次に「その他」っていう項目があるのですが、何か用意されていますか。

■事務局（進行） 特にありません。

■会長 わかりました。他にないようでしたら事務局に進行をお返しします。

9. 閉会

■事務局 出村会長、ありがとうございました。また、委員の皆様、貴重なご意見ありがとうございました。次の審議会までに、やはり今日ちょっと意見言えなかったよとか思うところがありましたら、遠慮なく、事務局の都市住宅課の方までご意見いただけますと、次の審議会の時にご紹介できると思いますので、よろしく願いいたします。それでは、最後に出村会長から、閉会のあいさつをお願いします

■会長 閉会します。ありがとうございました。

[閉 会]